議第129号

権利放棄につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成23年９月15日

滋賀県知事　　嘉　　田　　由 紀 子

権利放棄につき議決を求めることについて

県内医療機関等に就職した者に係る県立看護師等養成所授業料資金貸付金の返還を免除することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項第10号の規定に基づき、議決を求める。

１　貸付けの相手方

２　金　　額　　73,538,400円

（参　考）

259,200円×　7人＝　1,814,400円

264,600円×　6人＝　1,587,600円

518,400円× 10人＝　5,184,000円

601,200円×　1人＝　　601,200円

652,800円×　1人＝　　652,800円

777,600円× 67人＝ 52,099,200円

860,400円×　8人＝　6,883,200円

943,200円×　5人＝　4,716,000円